

令和3年1月8日

第7回水俣市農業委員会

第7回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和3年1月8日
開会 9時30分
閉会 10時14分
- 3 出席委員
農業委員 14名
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 坂本 隆司 君 | 8番 | 中村 清治 君 |
| 2番 | 松田 時義 君 | 9番 | 廣島 康雄 君 |
| 3番 | 森口 信二 君 | 10番 | 松本 公昭 君 |
| 4番 | 山澤 親徳 君 | 11番 | 淵上 正嗣 君 |
| 5番 | 田畑 和雄 君 | 12番 | 前田 仁 君 |
| 6番 | 金田一充章 君 | 13番 | 戸次 治夫 君 |
| 7番 | 稲田 祐市 君 | 14番 | 元村 善二 君 |
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 14名
- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 15番 | 平松 明子 君 | 22番 | 坂口 新一 君 |
| 16番 | 蒔元 政廣 君 | 23番 | 山口 初憲 君 |
| 17番 | 竹下 正治 君 | 24番 | 池田 郁雄 君 |
| 18番 | 竹本 孝幸 君 | 25番 | 原田 隆義 君 |
| 19番 | 山内 秋光 君 | 26番 | 森下 義孝 君 |
| 20番 | 溝口 幸一 君 | 27番 | 下鶴 信雄 君 |
| 21番 | 安田 昌一 君 | 28番 | 古里 君廣 君 |
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農地利用最適化推進委員の出席は求めなかった。
- 5 議事日程
- 第1 議事録署名委員の選出
- 第2 報告事項(1) 合意解約通知について
報告事項(2) 農用地利用配分計画の認可について
- 議第26号 農地法第3条の許可申請について
議第27号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議第28号 農地法第5条の許可申請について
議第29号 農用地利用集積計画の申出について

6 農業委員会事務局
局 長 本田 聖治
局 次 長 大川 尊
参 事 本村 広揮
参 事 松原 真樹

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第7回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名で全員出席です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、14番、元村委員、2番、松田委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から出席を控えていただいておりますので御了承ください。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、6番、金田一委員にお願いします。</p>
<p>6番委員 (金田一充章君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明します。 報告事項(1)『合意解約通知について』です。 議案書は、1ページから2ページにかけてとなります。 まず、番号1番、2番について、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。 借人が高齢となり農作業が難しくなってきたために合意解約したものです。 次に、番号3番、4番についてですが、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。 農地所有者代理事業での貸借から農地中間管理事業での貸借に切替るため合意解約したものです。 次に、番号5番について、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。 解約の理由は、新たな受け手へ貸借することとなったためです。新たな受け手への貸借については、報告事項(2)『農用地利用配分計画の認可』で後ほど御説明します。 それぞれの場所につきましては、番号1番、2番が3ページに示しております。</p>

	<p>番号3番、4番、5番は4ページになります。</p> <p>次に、報告事項(2)『農用地利用配分計画の認可について』です。</p> <p>議案書は、5ページになります。</p> <p>まず、番号の1番から3番についてですが、こちらは令和2年11月10日の第5回農業委員会会議で、貸人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申出について、御審議、御承認頂いた土地になります。</p> <p>記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和2年12月15日付けで熊本県知事から認可されました。</p> <p>土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年となっております。</p> <p>利用目的は、1番、2番は水稻で、3番が野菜です。</p> <p>借賃、利用権の種類は記載のとおりです。</p> <p>場所は、1番、2番が4ページで、3番が6ページです。</p> <p>次に、番号の4番です。</p> <p>先ほど『合意解約通知について』の番号5で報告をした農地です。</p> <p>転貸人である熊本県農業公社から転借人への貸借について、令和2年12月18日付けで熊本県知事から認可されました。</p> <p>貸借の内容ですが、期間が令和3年1月1日から令和4年4月30日までの1年4ヵ月。利用目的は、水稻。借賃は10アール当たり1万円。利用権の種類は賃借権で、その他は記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、4ページに記載しておりますので御確認ください。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第26号『農地法第3条の許可申請について』を議題いたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
6 番委員	はい。
議 長	はい、6番、金田一委員。
6 番委員	<p>それでは、議第26号『農地法第3条の許可申請』1番について御説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書8ページの1番に記載のとおりです。</p>

	<p>申請地の土地、所在地は8ページ及び9ページの地図のとおりで、面積は699㎡です。</p> <p>現地調査を1月5日、事務局2名、譲受人、推進委員と私の5名で行いました。</p> <p>譲受人はかねてから、地域の遊休農地解消に尽力されてきましたが、申請地も譲受人自ら重機を操縦し、御夫婦で作業を行い、現在では綺麗に整地されております。利用目的は果樹です。</p> <p>譲受人の耕作面積は、自作地の16,625㎡で、御夫婦で精力的に農作業に励んでいらっしゃいます。申請地はすぐ近所です。</p> <p>3条2項に該当する事案は見受けられませんでしたので、許可要件は満たしているものと思われまます。</p> <p>御審議よろしくお願いいいたします。</p>
13番委員 (戸次治夫君)	はい。
議 長	はい、13番、戸次委員にお願いします。
13番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第26号『農地法第3条の許可申請について』番号2を説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。地目は台帳、現況ともに畑です。面積は358㎡です。</p> <p>譲受人の状況ですけど、田が7,354㎡、畑が1,413㎡、合計8,767㎡を持っておられます。</p> <p>構成員は、譲受人、奥さんと息子さんの3人でやっておられます。</p> <p>場所は10ページを御覧ください。</p> <p>申請地の横の方にもですね、土地も持っておられまして耕作しておられます。</p> <p>譲受人は主に水稻を作っておられまして、野菜等もやっておられます。野菜はショウガをやっておられたんですが、販路に厳しい所がありまして、腐ってしまつて面積を少なめにしておりますとの事です。今度、購入される土地には、梅の木を植えたいと考えておられるようです。この土地にはクヌギが植わっていたんですが、重機等で抜根等をやられて、速やかに畑で耕作される状況ができると思います。</p> <p>農地法第3条2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願いい</p>

	<p>たします。 以上です。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第26号『農地法第 3条の許可申請について』は、農地法第3条第2項の各号には 該当しないため、許可してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第26号『農地法第3条の許 可申請について』は、農地法第3条第2項の各号には該当しな いため、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第27号『農地転用許可後の事業計画変更承認申請につい て』を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
7番委員 (稲田祐市君)	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、7番、稲田委員。</p>
7番委員	<p>おはようございます。 議第27号『農地転用許可後の事業計画変更承認申請につい て』御説明させていただきます。 番号1、この土地については、1月5日に事務局2名、推進 委員1名、私の計4名で現地調査を行いました。 申請人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳、田、現況は耕作放棄地です。面積が404㎡ で1筆です。 転用目的・変更理由は、太陽光発電施設で、新型コロナウイルス の影響で資材入荷が遅れ、全量分の材料の確保ができず、 当初計画していた着工ができず、早期に着工したいため、規模 縮小をしてでも遂行する必要があり、1筆の農地を除いた事業 計画に変更するものとなりました、ということです。 施設概要、資金計画は、議案書記載のとおりです。</p>

	事業計画変更承認申請について、御審議のほどよろしくお願 いいたします。
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第27号『農地転用 許可後の事業計画変更承認申請について』は、事業計画変更の 承認基準を満たしておりますので、承認相当と判断し、本会の 意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第27号『農地転用許可後の 事業計画変更承認申請について』は、本会の意見として承認す ることに決定いたします。 次に移ります。 議第28号『農地法第5条の許可申請について』を議題とい たします。 関係委員の説明をお願いします。
7番委員	はい。
議 長	はい、7番、稲田委員。
7番委員	議第28号『農地法第5条の許可申請について』説明いたし ます。 番号1。先程、地図の説明を忘れたんですけど、ここも同じ 場所です。 譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目、2筆とも台帳は田、現況は荒地となっております。 面積、2筆です。1筆が1,550㎡。もう1筆が253㎡。 2筆合計で1,803㎡となっております。 転用理由・転用目的としまして、太陽光発電施設で、太陽光 発電事業の権利を他法人から取得し、自社で太陽光発電施設を 設置するため、となっております。 施設概要、資金計画は、議案書記載のとおりです。 場所は、17ページです。 現場の方も4名で確認しましたが、かなり整備されておしま して、今から事業をされるとの事でした。 議第28号『農地法第5条』の御審議のほどよろしくお願 いいたします。

	以上です。
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
2 番委員 (松田時義君)	はい。
議 長	はい、2 番、松田委員。
2 番委員	<p>ちょっと感じたんですけれども、この付近はほとんど太陽光になってしまったのかどうか、周りの状況を聞かせてください。これが1つ。</p> <p>もう1点は、農地転用許可後の事業計画変更承認申請と農地法第5条の許可申請の面積と土地の価格について、4倍の面積があるのに、ちょっと金額の差があるので疑問に思っています。買い叩かれるのか、高く買うのかわかりません。ちょっと疑問点がありましたのでわかっている範囲内で教えてください。</p> <p>以上です。</p>
7 番委員	<p>御質問にお答えします。</p> <p>まず、この周辺の太陽光の設置状況ですけれども、今、周辺部分の工事をされてますけれども、その上の方が太陽光のパネルとか設置してあります。あと水利関係ですね、水、灌漑とか、この前の7月の豪雨でかなり影響があったみたいで、今そちらの方の対応で工事をされてるようです。そう見ると、新規に設置される所もその辺の影響を鑑みてですね、対応されてると思います。言われてるとおり、太陽光パネルばかりでそういう状況になっております。資金については、私もわかりません。</p>
事務局	事務局からよろしいでしょうか。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>資金の件につきましては、業者さんと土地所有者との交渉の結果、このような金額になっているかなと思うんですけれども事業計画変更の部分についてはですね、農地の他にもう1筆農地ではない所の土地も含まれておりますので、そちらの方も勘案して頂ければと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	それぞれの事業面積を比較すると同じじゃないだろうか。事業面積に対する土地代じゃないだろうかと思います。

	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第28号『農地法第5条の許可申請について』は、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第28号『農地法第5条の許可申請について』は、本会の意見として、許可相当と決定いたします。 次に移ります。 議第29号『農用地利用集積計画の申出について』を議題といたします。 1番は私の担当ですので、私が説明を行います。
議 長	『農用地利用集積計画の申出』の1番について、説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目、台帳、現況とも田でございません。面積が3,616㎡の内の2,436㎡。 始期・終期が令和3年2月1日から令和8年1月31日。期間が5年でございません。利用目的は水稻。借賃は全体で27,000円。利用権の種類は賃借権でございません。 借人の経営面積が自作地13,495㎡ございません。 申請地は22ページを御覧ください。 5日に現地を確認してきませんが、以前は菜の花が植えておられませんして、田んぼにはなっておりませんしてたけれども、現在は、見たところ草を綺麗に払って、田んぼに復帰できるような状況になっておりません。遊休農地を農地に戻していただきますので良いのかなと思っております。借人も、仕事を退職されませんして、サラ玉を大々的に作っております。距離的には遠いんですけど、通作範囲内にあるかと思っております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。
2番委員	はい。

議 長	2 番、松田委員にお願いします。
2 番委員	<p>『農用地利用集積計画の申出について』の2番について、御説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は2筆とも畑です。現況は白菜、玉葱とかブロッコリー等を植えてありました。面積は2筆合わせて2, 103㎡。</p> <p>始期・終期は令和3年2月1日から令和13年1月31日までの期間10年。利用目的は野菜。借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権。</p> <p>申請地は、23ページを御覧ください。2筆とも、とても良い畑でした。</p> <p>1月4日、竹下委員と現地調査を行いました。日の出から日の入りまで太陽が当たる所です。</p> <p>借人は定年と同時に帰って来られて、自分の家の周りの畑を作ってらっしゃいます。非常に意欲的で、農業が大好きだと言ってらっしゃいました。現在、耕うん機とか草刈り機とか運搬機等を購入されて、頑張るという意欲に燃えていらっしゃいます。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしく御願いたします。</p> <p>以上です。</p>
3 番委員 (森口信二君)	はい。
議 長	3 番、森口委員、お願いします。
3 番委員	<p>第29号『農用地利用集積計画の申出について』の新規の3番について、説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は2筆とも台帳、現況ともに田になっております。</p> <p>面積は、1, 492㎡と851㎡。2筆合計2, 343㎡です。</p> <p>始期・終期は令和3年2月1日から令和8年1月31日まで。期間は5年。利用目的は水稻です。借賃は無償。利用権の種類は使用貸借権。</p> <p>経営面積は自作地が5, 363㎡です。</p> <p>申請地の場所は、24ページを御覧ください。</p>

	<p>借人の経営状況ですが、水稻を中心に農業をされております。作業日数も150日を超えております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
4番委員 (山澤親徳君)	はい。
議長	4番、山澤委員、お願いたします。
4番委員	<p>おはようございます。</p> <p>第29号『農用地利用集積計画の申出について』利用権新規の番号4について、説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。貸人と借人は、身内関係でございます。</p> <p>地目は台帳、現況ともに田です。面積は1,522㎡で、ここは10枚が1筆となっております。</p> <p>始期・終期につきましては、令和3年2月1日から令和8年1月31日まで、期間は5年間となっております。</p> <p>利用目的は水稻栽培です。借賃につきましては無償です。利用権の種類は使用貸借権でございます。</p> <p>申請地は、議案書の25ページを御覧ください。</p> <p>借人の自宅からは、市道を500mくらい行った所が現地でございます。</p> <p>周囲全体は棚田となっており、申請地の1筆が先ほど申しました10枚の棚田となっていて、農道も我々の農地とは違って狭くてですね、耕起するにも耕うん機を使用していて大変な思いをしているようです。</p> <p>借受人の状況につきまして、借人は高齢ですが、長男の息子さん夫婦がおってですね、同居されていて、自作地も全部耕作されていて、農作業の従事日数につきましても200日以上ですので、問題は生じないと思われまます。</p> <p>貸人の状況につきましては、市内に勤めているために都合上耕作が困難ということでお願することにしました、との事でした。</p> <p>簡単ではございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>これで説明を終わります。</p>

10番委員 (松本公昭君)	はい。
議長	はい、松本委員、お願いします。
10番委員	<p>おはようございます。</p> <p>議第29号『農用地利用集積計画の申出について』利用権の再設定の1番について、説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳は田、現況は畑。面積は867㎡。もう1筆は、台帳は田、現況は畑で、面積が357㎡です。合計1,224㎡です。</p> <p>始期・終期は令和3年2月1日から令和7年5月31日までの4年4ヵ月でございます。なぜ中途半端になっているかといいますと、5月31日までにしますと、ちょうど玉葱の収穫が終わってしまうということで、返す時の事を考えてそうされたそうです。</p> <p>借賃は無償で、利用権の種類は使用貸借権です。</p> <p>自作地は18,905㎡。借入地が5,420㎡で、従事者は2人です。</p> <p>場所は、26ページを御覧ください。</p> <p>借人は、以前、農業委員、農地利用最適化推進委員をされており、下限面積も40a以上ありますので何ら問題はないと思われれます。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われれますので、よろしく御審議のほどお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
13番委員	はい。
議長	はい、13番、戸次委員。
13番委員	<p>質問じゃないんですけど、1番の案件についてです。</p> <p>22ページを御覧ください。</p> <p>申請地の横に道がずっと上にあがっております。その道の右側に田んぼがあります。これは借人の田んぼです。実際に来られてですね、耕作してるのは、2反5畝か3反くらいだと思います。</p>

	<p>ます。他も綺麗に保全でやっておられて、熱心に作業もしておられます。この1番だけ見ますと、2反4畝だけのために作りに来られるのかなと思われた方もおりますけども、実際、他にも自分の田んぼが周辺にあって、隣接しています。耕作もしやすいような状況ですので、これは大丈夫かと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第29号『農用地利用集積計画の申出について』は、承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第29号『農用地利用集積計画の申出について』は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第7回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員